



埼玉県報

第 2 2 5 4 号
平成 23 年 1 月 18 日
火 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [平成22年度地籍調査事業計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域等の変更\(都市計画課\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)

雑報

- [第80回埼玉県環境影響評価技術審議会の開催\(環境政策課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
（変更前）特定非営利活動法人包括支援協会徳陽
（変更後）特定非営利活動法人訪問理美容サービスアイワ
- 三 代表者の氏名
大塚 君枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字久保三七 番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、要支援者・要介護者に対し、訪問理美容サービスを行い、要支援者・要介護者の身体と心をケアし、さらに、理美容業界の雇用活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アグリサポート深谷
- 三 代表者の氏名
鈴木 紀安
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市西大沼三六一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農家・一般市民に対して、援農サポートによる農家の人手不足の解消や地域農産物の普及・販売並びに市民の農業体験などに関する事業を行い、農業・農地を地域の諸団体と連携しつつ保全・活用し、地域環境を守るとともに、生活する人々にとって潤いのある豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十九号

平成二十二年埼玉県告示第七百八十四号（平成二十二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三五項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上田清司

「	
神川町	神川町
阿久原四（大字） 下阿久原の一部	阿久原四（大字） 下阿久原の一部
平成二十二年六月一日から 平成二十三年三月三十一日まで	平成二十二年六月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
」	

表中

を

「	
神川町	神川町
阿久原四（大字） 下阿久原の一部	阿久原四（大字） 上阿久原、大字下 阿久原の各一部
平成二十二年六月一日から 平成二十三年三月三十一日まで	平成二十二年六月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
」	

に改める。

告 示

埼玉県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くりーん埼玉

三 代表者の氏名

川合 弘幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区新中里四丁目一四番一七号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、駅前や道路、公園等の清掃や落書き消し等を行い、街の美化と環境マナーの向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は住宅・地盤に関して、広く一般市民及び団体を対象として、住宅・地盤に関する問題意識を喚起し、居住空間の安全性と快適・利便性の向上を推進することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
	患畜			一頭	本庄市	平成二十三年 一月五日	自主淘汰

告 示

埼玉県告示第八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 二七 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

加須市大字芋荃字東原一七二九番地 他二七三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一七四一・〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第八十三号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十四号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十五号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八十六号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第八十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項において準用する同条第一項の規定により、同項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）別表に掲げる閲覧所及び滑川町建設課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した土地の区域

町名	土地の区域
滑川町	大字月輪の一部

二 変更した日

平成二十二年十二月二十二日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

<p>第百一号</p>	<p>指 定 番 号</p>
<p>建築基準法 第四十二条 第一項第五号</p>	<p>指定道路の種類</p>
<p>平成二十三年一月 十日</p>	<p>指定の年月日</p>
<p>比企郡川島町大字上伊草字石原八二番三六二番 四八四番二</p>	<p>指 定 道 路 の 位 置</p>
<p>三四・九〇</p>	<p>指定道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>四・二〇</p>	<p>指定道路の幅員 (単位メートル)</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月七日

指令川建セ第二二〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年一月十三日

川建セ第二二〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井二五四番三九、三〇一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島一八五〇番地一六 ファミリー川島 101

吉川 知大

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 建築協定の名称

陽光台地区建築協定

二 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

加須市陽光台一丁目三百番四十 小野田守男

三 建築協定区域

加須市陽光台一丁目三百番三十二他四百八十三筆

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十三年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人 康正会病院	川越市山田西町三七五番地の一

告 示

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人 康正会病院	川越市大字山田三三〇番地一

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

平成二十三年一月十二日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり使用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県収用委員会会長 佐 世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十二年度第一号

二 起業者の名称及び住所

東京電力株式会社

代表取締役社長 清水正孝

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

三 事業の種類

特別高圧送電線西上武幹線新設工事（埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入字日影林地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入字日影林

地 番 一五五二番

地 目 登記簿 山林

現 況 山林

面 積 登記簿 五八五一平方メートル

実 測 一〇一五四・一四平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四一五・一八平方メートル

五 使用しようとする土地の使用方法及び期間

使用方法 架空電線の設置及び保安上必要な範囲において使用

使用期間 送電線路の存続期間中

六 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 田島 恒子

住 所 東京都練馬区上石神井四丁目九番一二号

七 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類
なし

告示

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十三年一月十二日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり使用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年一月十八日

埼玉県収用委員会会長 佐世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十二年度第三号

二 起業者の名称及び住所

東京電力株式会社

代表取締役社長 清水正孝

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

三 事業の種類

特別高圧送電線上野線保全事業（埼玉県八潮市大字浮塚地内から同市大字浮塚字中ノ島地内まで）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

1 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地番 四一五番四

地目 登記簿 田

現況 畑

面積 登記簿 二五一平方メートル

実測 二六三・一七平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 九二・一二平方メートル

2 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地番 四一六番三

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 登記簿 八九平方メートル

実測 八八・一〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 五・四二平方メートル

3 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地番 四一六番四

地目 登記簿 田

面 積 登記簿 二〇八平方メートル
実 測 二二一・八八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一〇三・一〇平方メートル

4 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地 番 四一七番三

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 一八一平方メートル

実 測 一九五・〇九平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 八四・九二平方メートル

5 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地 番 四一七番四

地 目 登記簿 田

現 況 畑

面 積 登記簿 一一九平方メートル

実 測 一二五・〇九平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二七・一七平方メートル

6 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地 番 四一八番三

地 目 登記簿 田

現 況 畑

面 積 登記簿 四七平方メートル

実 測 四六・〇五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 〇・三八平方メートル

7 土地の所在 埼玉県八潮市大字浮塚字中ノ島

地 番 四一八番五

地 目 登記簿 畑

現 況 雑種地

面 積 登記簿 三七九平方メートル

実 測 三八一・八〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一五二・七六平方メートル

五 使用しようとする土地の使用方法及び期間

使用方法 送電線路の保全のための地下使用

使用の範囲は、東京湾平均海水面下

二五・〇三メートルから三二・一一メートルまで

使用期間 送電線路の存続期間中

六 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 小宮 晃

住 所 埼玉県八潮市大字浮塚四〇九番地一

七 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類

氏 名 東京電力株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

権利の種類 地役権

登記年月日 前記四一乃至五 昭和三十七年一月十日 第四六号

前記四六及び七 昭和四十一年十二月二十四日

第二二八一〇号

雑 報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十三年一月十八日

埼玉県環境影響評価技術審議会会長 米 林 仲

一 開催日時

平成二十三年一月三十一日(月)十時から

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番一号

埼玉県自治会館四階ホール

三 議題

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は抽選とする。ただし、定員に満たない場合抽選は行わない。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局(埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当)

電話〇四八(八三〇)三〇四一